

小諸市がふるさと納税返礼品として提供していた果実の一部に関して

総務省に申請して確認を受けた内容と実態が異なる状況になっていた事案が判明しました

小諸市がふるさと納税返礼品として提供していた果実について、返礼品提供事業者に対する点検を行ったところ、告示第 5 条第 1 号（小諸市産）として総務省に申請していた返礼品に、近隣市町村産の混在の可能性があることが判明しました。詳細な内容については、以下のとおりです。

なお、他県産の混在や、契約書等に必要な条項が盛り込まれていなかった事案はありませんでした。

1 該当する返礼品

近隣市町村生産物と混在する可能性がある返礼品は、A 事業者（本社：佐久市）が共撰所（小諸市内）から提供する桃、りんご、ブルーベリーの総務省へ申請している以下の全 10 品目です。

- ・桃 あかつき 秀品 約 5 kg
- ・桃 なつっこ 秀品 約 5 kg
- ・桃 川中島白桃 秀品 約 5 kg
- ・りんご シナノスイート 秀品 約 5 kg
- ・りんご シナノスイート 家庭用 約 10 kg
- ・りんご シナノゴールド 秀品 約 5 kg
- ・りんご シナノゴールド 家庭用 約 10 kg
- ・りんご サンふじりんご 秀品 約 5 kg
- ・りんご サンふじりんご 家庭用 約 10 kg
- ・ブルーベリー 【生】大粒ブルーベリー約 1.2 kg（12 パック入り） 計 10 品目

2 寄附の募集状況

桃は平成 29 年、りんごは平成 30 年、ブルーベリーは令和元年から返礼品として提供を開始しました。

混在の可能性があることを覚知した 3 月 28 日（金）、即座に先行予約を受け付けていた桃及びブルーベリーの募集は停止しました。なお、りんごは先行予約の受付を行っておりませんでした。

3 混在の可能性について

A 事業者は小諸市内で生産されたものの取り扱いが大部分ですが、桃は佐久市、立科町、りんごは佐久市、佐久穂町、ブルーベリーは佐久市、御代田町、立科町、佐久穂町で生産されたものも一部取り扱っているため、混在する可能性があることが判明しました。

ただし、小諸市のふるさと納税返礼品は、A 事業者が取り扱う全量のうち一部で、小諸市生産分で必要数も十分用意できる状況であり、混在が疑われる寄附件数、寄附金額、発送数量は、A 事業者での箱詰めの際にふるさと納税返礼品を含めた出荷分が全て集約されるため、返礼品の市町村別産地を正確に把握することは不可能で特定はできない状況です。

■共撰所の仕組み

- ・桃・りんごについては、生産者からコンテナにより出荷され、選果機により選果される。
- ・ブルーベリーについては、生産者がパック詰めしたものを集荷している。
- ・選果及びパック詰めされた果実は、基本的に市町村ごとに区分されることなく規格により箱詰めされ出荷、発送される。

4 総務省に誤って申請していた内容

A事業者において、小諸市内で生産されたものが大部分を占めていること、小諸市のふるさと納税返礼品としての取り扱いの量が、A事業者の取り扱う全量のうちの一部であり、市内から発送していることから、小諸市産として良いものと解釈していました。そのことから、令和元年の総務省の告示により地場産品基準が類型化された際にもその認識であったことから、告示第5条第1号（小諸市産）として申請をしていました。

5 総務省に誤って申請していた要因

- ・提供を開始した平成29年の担当者は、A事業者から「小諸市内で生産されたものの扱いが大部分であるが、桃は佐久市、立科町、りんごは佐久市、佐久穂町、ブルーベリーは佐久市、御代田町、立科町、佐久穂町で生産されたものの一部も扱っている」と報告を受けていたが、平成29年当時は地場産品基準が類型化されておらず、他市町村産が混在することについて問題があるとの認識に至らなかったため、組織内では情報が共有されていなかった。
- ・周辺他市町村の果実が混在する可能性はあるものの、ふるさと納税返礼品は、A事業者が扱う全量のうち一部であり、小諸市生産分で必要数も足り、市内の共撰所から発送していることから、小諸市産として良いものと解釈し提供していた。
- ・告示により地場産品基準が類型化された時点でも、地場産品基準類型の適用について確認を怠り、他市町村産が混在することについて問題があるとの認識に至らなかったため、組織内で混在する可能性があることの情報共有がされなかった。
- ・次に引き継いだ担当者は、引き継ぎがなかったことからA事業者の市内共撰所から発送しているため小諸市産であると誤認し、地場産品基準の類型を告示第5条第1号で報告した。

6 小諸市としての対応

(1) 寄附者への対応

これまでのECサイト上の表記が、実態に即していない表記であった可能性があることから、市公式ホームページ上で謝罪を行います。

(2) 当該返礼品の対応

実態に即した地場産品基準類型である告示第5条第4号（近隣他市町村の生産物と混在が避けられないもの）に修正を行い総務省へ申請を行います。

(3) 再発防止策

- ① 職員の適性な法解釈の徹底を図るため、定期的に職員研修会を実施し、意識の共有を図ります。
- ② 毎年行う総務省への指定申し出の際には、前年度の内容をそのまま記載せず、事業者へ返礼品が申請する類型と合致しているか確認を行います。
- ③ 担当者の引き継ぎが確実に行えるよう、返礼品の詳細について記録整備を行います。
- ④ 今後、告示第5条第1号で申請を行う際には、農林課職員が別に調査確認を行い、周辺市町村生産物と混在がないことを確認します。

■問い合わせ先

小諸市役所 企画課 企画広報係 （担当：鈴木、井出）

TEL 0267-31-5521（係直通） 0267-22-1700（代表）内線 2354 Eメール joho@city.komoro.nagano.jp